

京都まなびの街生き方探究館条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成21年1月13日

京都市長 門川 大作

京都市規則第60号

京都まなびの街生き方探究館条例の施行期日を定める規則

京都まなびの街生き方探究館条例の施行期日は、平成21年2月12日とする。

(教育委員会事務局京都まなびの街生き方探究館企画推進室)